

2021年12月3日

各位

株式会社 北海道銀行

『どうぎんではじめる！資産づくり応援キャンペーン』の実施について

北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、2021年12月6日（月）より『どうぎんではじめる！資産づくり応援キャンペーン』を実施いたします。

本キャンペーンは、お客さまの資産形成ニーズに対して最適なご提案を行い、キャンペーンを通じてお客さまの資産づくりを応援することを目的に実施いたします。

また、本キャンペーンは「地方創生」への取り組みの一環として、地域再生・活性化ネットワーク参加行[※]9行の共同企画として実施いたします。9行がそれぞれ実施するキャンペーンにおいて、抽選で各行500名様に「9道県お米詰め合わせセット」をプレゼントする内容であり、これまで単一の銀行では出来なかった取り組みによる、各地域の活性化を目的とした共同企画となります。

当行はこれからも参加行との連携を通じて地域活性化に貢献してまいります。

※ 地域再生・活性化ネットワーク参加行（地域順）

北海道銀行、七十七銀行、千葉銀行、八十二銀行、静岡銀行、京都銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行

記

<キャンペーン概要>

実施期間	2021年12月6日（月）～2022年2月28日（月）
対象のお客さま	個人のお客さま
対象のお取引	① 個人向け国債 300 万円のご購入 ② 投資信託 100 万円のご購入 ③ 積立投資信託（毎月 1 万円）のご契約 ※ ①は 2021 年 11 月 30 日時点で公共債の残高がないお客さまが対象となります。 ※ ②③は 2021 年 11 月 30 日時点で投資信託の残高がないお客さまが対象となります。 ※ 積立投資信託は、キャンペーン期間中の約定が条件となります。
お申込み方法	対象のお取引を店頭またはインターネットよりお申込みいただくことで <u>自動エントリー</u> となります。 ※ インターネットによるお申込みは 2022 年 2 月 28 日（月）15：00 までに完了した取引が対象となります。
抽 選 日	2022 年 4 月 予定
当 選 発 表	当選は発送をもって代えさせていただきます。賞品は銀行届出の住所に郵送にてお届けいたします。転居先不明などによる返送でお届けできない場合は当選を無効とさせていただきます。

※ キャンペーンの詳細については別紙をご参照ください。

<該当するSDGsの目標>



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。
 ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

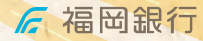
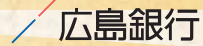
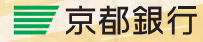
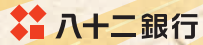
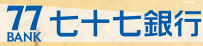
以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 リテール推進部 山岸・甲斐 TEL 011-233-1027
 経営企画部 東田・磯場 TEL 011-233-1004
 広報CSR室 小山・西東 TEL 011-233-1005



2021 地域再生・活性化ネットワーク共同企画



キャンペーン期間

2021年12月6日(月)～2022年2月28日(月)

抽選で
500名様に
9県分のお米の
詰め合わせを
プレゼント!

※写真はイメージ。

「地域再生・活性化ネットワーク」で日本を元気に。

「地域再生・活性化ネットワーク」とは

現在の日本における出生率の低下やそれに伴う人口減少、少子高齢化などの進展は、今後、地域社会・地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。そのような中で、地域社会と密接な関係にある地方銀行は、地域との共存はもちろん、積極的に地域経済の再生および活性化に貢献することが求められています。そこで、経営基盤や営業エリアが異なる9つの地方銀行（北海道銀行、七十七銀行、千葉銀行、八十二銀行、静岡銀行、京都銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行）が連携して構築したのが、「地域再生・活性化ネットワーク」です。その取り組みは、地域に密着した各行が持つ様々な情報とネットワークを相互に活用することで、都道府県や地域の枠を超えた協力関係を深め、これまで単一の銀行ではできなかったサービスを提供し、新たな価値を共創することを目的としています。今後も「地方創生」を通じて日本を元気にすることを目指し、地域活性化に積極的に取り組み、貢献してまいります。

地銀9行

地域再生
活性化
ネットワーク



↓対象となるお取引はこちら（個人のお客さまが対象となります。）

- ① 北海道銀行で個人向け国債をご購入いただいたお客さま ▶ [個人向け国債300万円以上のご購入（300万円ごとに1口）]
（2021年11月30日時点で公共債の残高がないお客さま）
- ② 北海道銀行で投資信託をご購入いただいたお客さま ▶ [投資信託100万円以上のご購入（100万円ごとに1口）]
（2021年11月30日時点で投資信託の残高がないお客さま）
- ③ 北海道銀行で積立投資信託をご契約いただいたお客さま ▶ [積立投資信託1万円以上のご契約（1万円ごとに1口）]
（2021年11月30日時点で投資信託の残高がないお客さま）

どうぎんではじめる! 資産づくり応援キャンペーン

お申込み方法 店頭・インターネット

※2022年2月28日(月)のインターネットでのお申込みは、15:00までに手続きを完了したお取引までが対象となります。

抽選方法 個人向け国債300万円のご購入、投資信託100万円のご購入、積立投資信託1万円のご契約を1口として、抽選させていただきます。複数口のお申込みも可能です。

※積立投資信託はキャンペーン期間中の約定が条件となります。

抽選日 2022年4月

当選発表 当選発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。(2022年5月発送予定)

なお、転居先不明などによる返送でお届けできない場合は当選を無効とさせていただきます。
賞品は銀行届出の住所に郵送にてお届けします。

個人向け国債の購入にあたりご注意ください事項

●個人向け国債は預金ではありません。また、預金保険の対象ではありません。●当該債券の利払時期に応じて、買取・中途換金のできない期間があります。また、いったん約定が成立したお取引は取消や内容の変更ができません。●個人向け国債のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払いとなります。●個人向け国債のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。●個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者ご本人がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。●個人向け国債を中途換金する際、以下により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利息を加えた金額より差し引かれることになります。■変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685 ■固定5年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685 ■固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685 ●個人向け国債をご購入の際は、「契約締結前交付書面」の内容をよくお読みください。

投資信託についてのご留意事項

●投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は値動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。●投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因)により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。●外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。●北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。●投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。●「投資信託説明書(交付目論見書)」は北海道銀行の本・支店窓口でお渡しいたします。●お申込時に直接ご負担いただく費用…申込手数料 上限3.85%(消費税込) ●ご換金時に直接ご負担いただく費用…信託財産留保額 上限1.2% ●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用○信託報酬…上限2.2%(消費税込) ○その他費用…上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。)

【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行でお取扱している投資信託が徴収する夫々の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

一般NISAについてのご留意事項

●北海道銀行でのNISA口座対象商品は公募投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関で重複して申し込むことはできません。●2015年以降は、一定の手続きのもとで金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)* で、すでに公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。※非課税管理勘定とは、金融機関において他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内に設けられている勘定のことです。●万一重複して申し込まれた場合には、どちらの金融機関で開設を希望されるかを確認させていただくことになりますので、口座開設が大幅に遅れる可能性もあります。●NISA口座は原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。●NISA口座の開設にはマイナンバーの申告が必須です。また、住所変更時には変更届を提出する必要があります。●1年間の非課税投資額の上限は120万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することができません。●分配金受取型の投資信託で元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。

つみたてNISAについてのご留意事項

●北海道銀行でのつみたてNISA対象商品は、一定の要件を満たした投資信託(つみたてNISA専用ファンド)です。●つみたてNISAで発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●つみたてNISAと一般NISAは選択制で併用はできません。●NISA口座内に累積投資勘定(つみたてNISA勘定)* を設定し、道銀積立投資信託ファンド・ミニ(口座振替により毎月一定額を購入する方法)により買付します。※「累積投資勘定」とは金融機関において他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内に設ける勘定のことです。●1年間の非課税投資額の上限枠は40万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することはできません。●非課税期間は最長20年(20年目の年末迄)で勘定設定期間(買付可能期間)は2042年12月末迄です。●累積投資勘定を定めた日から10年後とそこからさらに5年毎に氏名および住所を確認させていただきます。また、確認期間(基準経過日から1年を経過するまでの日)に確認ができなかった場合、投資信託の受け入れができなくなる場合があります。●つみたてNISAは一般NISAと異なりロールオーバーができません。●つみたてNISAに係る積立契約により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知します。●一般NISAとつみたてNISAを選択後お取引された場合、翌年まで区分変更できませんのでご注意ください。●再投資型の投資信託をお持ちで、区分変更された場合、変更した非課税口座ではなく、一般口座、特定口座で再投資が行われるのでご注意ください。

ジュニアNISAについてのご留意事項

●北海道銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●ジュニアNISA口座で発生した譲渡損は他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関で重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●A金融機関のジュニアNISAを廃止して、B金融機関にジュニアNISAを開設することは可能です。●日本にお住いの0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方)の未成年の方が口座を開設できます。●1年間の非課税投資額の上限は80万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することができません。●口座開設者が18歳になるまで(その年の3月31日において18歳である年の前年の12月31日まで)は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。●払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することとなります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人(親権者等)に限定されます。●当行は、法定代理人による払出し(払出制限解除後の払い出しを含む)に、法定代理人に対し、口座開設者本人のために使われることを確認し、また、払い出しを行った資金が口座開設者本人に帰属することについて確認を行います。払い出しを行った資金を口座開設者本人以外の方が消費等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性がありますので、払い出しについては十分ご注意ください。●口座開設者本人が成人となった場合、その旨を当行に届出のうえ、以降の手続きを口座開設者本人から行っていただきます。



詳しくはお近くの店舗またはホームページまで
● <https://www.hokkaidobank.co.jp>

商号等 株式会社 北海道銀行
登録金融機関 北海道財務局長(登金) 第1号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

2021年12月6日現在